

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2018年4月1日～2021年3月31日（3年間）

2. 内 容

（1）子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

- I 目標：男性の育児休業取得、または当院独自の育児休業制度の利用率を80%以上とする。
対策：育児休業制度と当院独自の休業制度の周知を徹底するとともに、配偶者の出産を控えた男子職員には取得を勧めていく。（平成30年4月より実施）

（2）働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- I 目標：所定外労働を5%削減する。
対策：部署ごとに業務の内容の見直しや電子化等での効率化を行うことで、業務時間の短縮を検討・実施する（平成30年4月より実施）
- II 目標：年次有給休暇の取得率を80%以上とする
対策：メモリアル休暇やリフレッシュ休暇の取得など休暇制度の利用を促し、有給休暇の取得率向上を目指す。（平成30年4月より実施）

平成30年3月16日
山鹿中央病院
理事長 水足 秀一郎